

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丁参人発第500号、丁人発第552号
丁備三発第123号
令 和 6 年 7 月 1 7 日
警察庁長官官房参事官(教養・厚生・国際担当)
警察庁長官官房人事課長
警察庁警備局警備運用部警備第三課長

大規模災害発生時における警察職員の心身の健康管理対策の推進について（通達）
大規模災害発生時、警察職員は、停電、断水等の過酷な環境下で長期間の活動に従事する場合があるほか、特に被災地警察の職員については、本人・家族や自宅等の被災により心身に相当の負荷を受けるおそれもあるため、持続可能な災害対処体制を確保する観点からも、職員の心身の健康管理が極めて重要となる。

そこでこの度、発災時における職員の健康管理のための方策を下記のとおり取りまとめたので、警務部門及び警備部門が中心となり、組織を挙げて災害対処に従事する職員の健康管理対策を推進されたい。

記

1 基本認識

大規模災害発生時は、人員、物資、装備資機材等に限られる中、多岐にわたる警察活動により業務負荷が増大することに加え、強い使命感をもって職務に邁進する職員の特性や、緊急事態という特殊な環境における神経の高ぶり等から、職員は、必要最小限の休息を取ることにさえも抵抗感を持ちやすく、過重労働に陥りやすい傾向にある。

各位にあつては、災害対処に当たり、刻々と変化する業務の内容や緊急性を踏まえつつ、最大限の健康管理対策を講じるとともに、警察力補完のための人員の確保措置を積極的に検討し、職員の心身の健康管理を徹底されたい。

2 被災地警察における方策

(1) 持続可能な体制の確保

ア 被災地警察署の体制増強

災害規模に比して被災地警察署の体制が十分でない場合は、業務継続のために必要な要員を警察本部の災害警備本部等から早期に派遣し、活動基盤の確保に努めること。特に発災直後は、署長等幹部職員も緊張状態が継続する中で現場指揮に当たることから、現場指揮を担うことのできる幹部職員を指揮支援として派遣するなど、災害対処体制の確保・増強を図ること。

イ 交替制勤務等柔軟な勤務体制の構築

災害対処に従事する職員が必然的に過重労働に陥りやすいことを踏まえ、例えば、一時的に交替制勤務や時差勤務を採用し、交替で休息を確保できる勤務体制を構築するなどして、職員の心身の負担軽減策を講じること。その際、所属長等幹部が勤務体制の検討に積極的に参画して速やかな意思決定に努めるとともに、各部隊の任

務に応じたきめ細やかな勤務体制の構築に配慮すること。また、緊急事態における迅速な勤務体制の検討を可能にするため、平素から本部主幹課と各所属担当者が関係制度に習熟するよう、必要な教養を行うこと。

ウ 関係部門間の連携及び警察本部と警察署の連携

警察本部の災害警備本部と厚生部門は相互に連携するとともに、被災地警察署との緊密な連携を確保し、現地における要望等を把握・共有した上で、必要な支援を行うこと。

エ 職員個々の事情への配慮

平素から持病、育児、介護等の事情を抱える者のほか、本人・家族や自宅等の被災により生活環境の大きな変化を余儀なくされる者もいる。こうした事情に災害時の業務負荷が重なることは、職員の心身を大きく疲弊させるため、各所属において職員及び職員家族の被災状況等の身上把握を発災後に改めて行った上で、状況に応じて人事管理上の配慮に努めること。

(2) 活動環境の確保

ア 断水時における衛生環境の維持

断水時は、トイレ、手洗い、清掃等のための水が不足し、衛生環境が悪化するとともに、トイレの不自由さから飲食を控え、現場活動に支障を来す場合も見られるため、警察庁や他の都道府県警察と連携し、給水車やシャワー設備等を備えた緊急災害支援車等の管理替え、配備されている簡易トイレの活用等により、活動に必要な設備や物資の支援を速やかに行い、衛生環境の維持・向上を図ること。

なお、緊急事態に生活用水を確保する観点からは、災害用井戸の活用も見直されているところ、警察施設における井戸の設置の有効性についても検討すること。

イ 道場、会議室等を活用した休息場所の確保

被災地で活動する部隊や自宅が損壊等した職員のため、署の道場、会議室等を活用して休息場所を設置する際には、可能な範囲で男女の休息場所を区分するとともに、間仕切り等による個人スペースの確保を行い、職員が安心して休息をとることができる環境の整備に努めること。

その際、被災地には多数の部隊が集結することを踏まえ、職員の休息に必要な寝具等の迅速な調達に配慮すること。

ウ 水、食料、灯油等の物資の運搬

発災時は、給水車等の活用等に必要な水、ストーブの灯油、食料、廃棄物等の運搬を被災地警察署員が自ら行わなければならない場合があるため、必要に応じてこの種作業に対する警察本部員によるサポート体制を構築し、被災地警察署の負担軽減を図ること。

(3) 災害に起因する健康障害の防止

ア 負傷、感染症等の防止

災害現場では、がれき撤去作業等に伴う負傷や、粉じんの吸い込みによる呼吸器障害、血液への曝露や衛生環境の悪化に起因する感染症等のリスクが高まるため、職員に対し、ヘルメット、マスク、ゴム手袋等を着用させ、負傷、感染症等への対

策を徹底するとともに、発災時に生じ得る熱中症、食中毒、エコノミークラス症候群等の健康障害に関し、必要な知識の啓発を図ること。

また、警察本部及び警察署の災害警備本部においては、多数の職員が密集し、感染症等のリスクが高くなるため、あらかじめマスクや消毒液等を常備しておくなど、災害警備本部における感染症対策にも配慮すること。

イ 産業医等産業保健スタッフによる面談等

発災時には職員の健康不安が増大するため、産業医等産業保健スタッフによる面談機会等を設け、健康管理上の留意事項に関する情報提供や健康不安等に関する相談対応等を行うよう努めること。

また、惨事ストレスへの影響が深刻化した場合、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的変調を来す場合があるため、発災後1か月程度を目安に惨事ストレスチェックを実施すること。

3 被災地に職員を派遣する都道府県警察等における方策

(1) 適任者の派遣

被災地では、高温多湿、積雪等の厳しい気象条件のほか、停電、断水等の過酷な環境下での活動が予想される。そのため、派遣要員の選定に際しては、職員やその上司等から健康状態を聴取し、必要に応じて厚生部門から助言を得るなどした上で、適任者の派遣に努めること。

(2) 派遣職員に係る情報の部門間共有

派遣職員が所属する部門と厚生部門との間で、同職員の氏名、派遣先での任務等を事前に共有するとともに、部門間で連携し、派遣前の指示・教養の機会を活用するなどして、同職員に対し被災地における健康管理上の留意点等を周知すること。

(3) 帰任後の心身のケア

派遣職員の帰任後は、確実に休暇を取得させるほか、被災地での勤務・生活状況を聴取するなどして健康状態の把握に努め、必要に応じて医療機関の受診を推奨するなどの措置を講じること。

4 共通事項

(1) 幹部職員による部下職員の健康管理（ラインケア）

疲労が蓄積した状態での継続的な勤務は、判断力や作業能率の低下を招き、事故の発生につながることに加え、脳血管疾患や心疾患の危険性を高めるおそれがある。そのため、幹部職員は、活動前後の指示の場を活用して部下職員の表情の変化を確認するなど、あらゆる機会を通じて部下職員の健康状態の把握に努めること。

また、災害対処に従事する職員の中には、生存者の救助等目に見える成果を得られないことで不全感や自責の念を覚える者もいるため、幹部職員は、適時、活動の意義や限界等を伝え、部下職員の精神的負担の軽減を図ること。

(2) 職員自身による予防・軽減・対処の促進（セルフケア）

各職員が、災害時等の特殊な環境におけるストレス反応は正常なものであることを理解し、状況に応じた適切なストレス対処法を実践できるよう、厚生部門において平素からセルフケアに関する教養を実施すること。また、被災により負荷を受けた職員

や災害対処に従事する職員が積極的にセルフケアを実践できるよう、発災時における知識啓発にも配慮すること。

(3) 職員の健康情報の取扱いに関する整理

健康情報については、個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、明確な目的の下、職員の同意を得た上で適切に取り扱う必要がある一方、大規模災害等緊急事態においては、組織が保管する職員の健康情報等を、職員の健康や安全の確保等のために必要な範囲内で活用することも想定される。このため、平素から、職員の健康情報の取扱方法を整理するとともに、必要に応じて健康情報の取扱いに関する規定の策定を検討すること。

(4) 医療機関等との連携

被災地の職員に医療を提供できる体制を確保するため、他部門が平素から構築している医療機関等との連携枠組みを活用することを含め、発災時の医療機関等との協力関係をあらかじめ検討しておくこと。

(5) 人員確保のための事前検討

大規模災害発生時には、被災地警察はもちろん、被災地に職員を派遣する都道府県警察においても、個々の職員に対する業務負荷の増大が想定される。このような中で各種警察活動を継続していくためには、交番相談員等の会計年度任用職員を追加で採用すること等も考えられるところ、平素から、交番相談員等として採用する可能性がある退職職員の連絡先等を把握しておくなど、発災時に警察力を補完するための措置が迅速に講じられるよう準備しておくこと。